

日本学生陸上競技連合傷害保険事故報告(2008年度用)

※万一事故にあわれたときは、日本学生陸上競技連合登録証コピーと、この事故報告書を東京海上日動にFAX(03-5223-3253)してください。
 事故の日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金のお支払いができなくなる場合がありますのでご注意ください。
 ※傷害による後遺障害・死亡および賠償事故に関しましては、東京海上日動に直接お電話してください。
 (傷害による後遺障害・死亡:TEL 03-3285-1961、賠償事故:TEL 03-3285-1960)
 ※特定の疾病死亡の場合は、日本学生陸上競技連合事故受付係に直接お電話してください。(TEL 044-988-3565)

東京海上日動火災保険株式会社 (直送サービス) 本店損害サービス部 東京火新第2コーナー TEL : 03-3285-1961 FAX : 03-5223-3253 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1		TEL : FAX : ご担当者	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">受付日</td> <td style="width:50%;">連絡日</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	受付日	連絡日		
受付日	連絡日						

団体名 社団法人 日本学生陸上競技連合 保険種目 普通傷害	大学名 <input style="width: 90%;" type="text"/> 証券番号 3008130408
----------------------------------	---

事故発生日時	年	月	日	午前・午後	時	分頃
事故場所	都・府・県	市	区・町・村			
事故状況						

おケガされた方 (フリガナ)	<input style="width: 95%;" type="text"/>	電話番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>
氏名 (漢字)	<input style="width: 95%;" type="text"/>	性別	男・女
		年齢	才
保険金請求書送付先			
住所	<input style="width: 95%;" type="text"/>		
郵便番号	<input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>	都道府県名	<input style="width: 95%;" type="text"/>
カナ 市町村名	<input style="width: 95%;" type="text"/>		
丁目 番地	<input style="width: 95%;" type="text"/>		
マンション名 方書など	<input style="width: 95%;" type="text"/>		
(カタカナ) 宛名	<input style="width: 95%;" type="text"/>		

おケガの内容	
治療期間:入院(見込・確定) 月 日~ 月 日 / 通院(見込・確定) 月 日~ 月 日(実日数 日位)	
傷害部位: 頭 顔 頸 胸 背 肩 腹 腰 腕 手指 足 足指	おケガの状態: 打撲 捻挫 脱臼 骨折 切り傷 火傷
その他 ()	その他(傷病名)
病院名:	外科 整形外科 脳外科
TEL: ()	その他(傷病名)

部活動管理下での競技活動中に、 上記事故の発生したことを証明致します。 年 月 日	(大学名) (住所) (電話) (指導者氏名)
印	

(必ずご記入ください。)
 ※ 急激・偶然・外来の事故によるおケガを対象とした保険です。疾病(心筋梗塞、急性心不全、くも膜下出血、脳内出血、低体温症、日射病、脱水症、および熱中症等が原因での死亡・後遺障害を除く)・既存の障害・繰り返し酷使された結果による損傷(肘・膝などの関節障害・アキレス腱痛など)は、対象となりません。